

熊本ハンセン国家賠償請求事件 熊本地方裁判所判決(令和元年6月28日)の概要

訴訟の概要

- **ハンセン病元患者の家族である原告ら(561名)**が、ハンセン病隔離政策により、ハンセン病元患者だけでなく、その家族も偏見差別の対象とされ、また、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして、国(厚生労働大臣・法務大臣・文部科学大臣)に対し、**1人550万円の損害賠償及び謝罪広告の掲載**を求めたもの。

判決結果

- **国の一部敗訴。**
- **隔離政策がハンセン病患者家族に対する差別被害を発生させたこと等を理由**に、以下を認めた。
 - **厚生労働大臣**に昭和35年～平成13年末までハンセン病隔離政策等の廃止義務とその**義務違反**があった
 - **法務大臣・文部科学大臣**に平成8年～平成13年末までハンセン病患者家族に対する偏見差別を除去するための人権啓発活動・教育等を実施するための相当な措置を行う義務とその**義務違反**があった
 - **国会議員**に平成8年までらい予防法を廃止しなかった**立法不作為の違法**があった
- 一部原告を除き、原告らが差別を受ける地位に置かれ、また、家族関係の形成を阻害されたとして、憲法13条の保障する人格権侵害等により、**共通損害が発生したとし、消滅時効の主張は排斥して、原告の損害賠償請求権を一部認容**。(167人143万円、2人110万円、59人55万円、313名33万円、20人棄却)

ハンセン病に関する教育の実施について

- 文部科学省では、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について、令和元年8月30日に各都道府県教育委員会等に対し通知を発出し、協力を要請した。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(抄)

(令和元年7月12日閣議決定)

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

(略)

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。

(略)

確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

- 厚生労働省では、文部科学省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『ハンセン病の向こう側』を作成し、毎年全国の中学校等へ配布している。

- ハンセン病を正しく理解することにより、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者・元患者等の名誉を回復することを目的としている。

・パンフレットの概要

- ① ハンセン病の悲しい歴史
- ② ハンセン病と人権について考える
- ③ ハンセン病問題から学ぶべきこと
- ④ ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える
- ⑤ ハンセン病をもっと知ろう

- ・ このほか、厚生労働省ホームページにおいて、指導者用パンフレット「ハンセン病を正しく伝えるために」を掲載（パンフレットと合わせて全中学校等へ配布）<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病に関する施設・資料等

(1) 関係施設

○国立ハンセン病資料館(URL <http://www.hansen-dis.jp/>)

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料を展示。写真パネル・DVDの貸出実施。

○重監房資料館(URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>)

かつてハンセン病患者の懲罰施設は、通称「重監房」と呼ばれ、遺構に残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示。DVDの貸出も実施。

○国立ハンセン病療養所(URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html)

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等を実施。

(2) 資料等

○「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」(URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載。

○人権ライブラリー(URL <http://www.jinken-library.jp/>)

(公財)人権教育啓発推進センターが運営。およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル等を所蔵。閲覧・貸出を実施。

○人権チャンネル(URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>)

ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像を公開。

(3) ウェブサイト

○厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省(「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm

○法務省(ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html